

会 長	局 長	次 長	係 長	係

合議

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

奄美市農業委員会

第 3 回定例総会議事録

署名委員 榮 清安

署名委員 野崎清志

奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年3月18日(金) 午後3時分～
2. 招集場所 市役所別館3階会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6		17	泉 智宜
7	前田 孝徳	18	
8	行 辰朗	19	赤崎 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野崎 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

4. 欠席委員 榮 清志 委員、志岐 清夫 委員
5. 議事に参与した者
事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳
住用分室主幹 原 俊三
6. 報告事項
 - ・臨時総会日程について
 - ・4月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第18号 非農地の認定について
- 議案第19号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第20号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第21号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第22号 奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)に伴う
意見書について
- 議案第23号 奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:編入)に伴う
意見書について
- 議案第24号 下限面積(別段面積)の決定について

協議事項

- ・年間行事予定表について

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は20人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成28年第3回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は榮 清志委員、志岐 清夫委員)

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、20番榮 清安委員と21番野崎 清志委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第16号から議案第24号までの9件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.13につきましては、売買による所有権移転でございます。3ページにありますように受人は野菜・たんかん16.99アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.14につきましては、売買による所有権移転でございます。これは新規で15ページに営農計画書も添付されております。笠利の利用権設定の75ページにあります使用貸借権設定の4,336平方メートルと合わせて下限面積となります。取得地にはサツマイモを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.15につきましては、贈与による所有権移転でございます。20ページにありますように受人はタンカン・ポンカン等23.5アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.16につきましては、贈与による所有権移転でございます。28ページにありますように受人は野菜7.47アールを栽培しており、取得地にも野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上4件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
20番	<p>(榮委員)</p> <p>農地法の第3条の規定によるNo.13の案件について調査報告をいたします。</p> <p>3月15日午後7時譲受人の自宅において直接面談いたしました。申請書の記載内容に沿って本人に確認を取りつつ農業意欲をも伺いました。なお、譲渡人であります方とは兄弟関係になります。義理の兄という関係です。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上で調査報告を終わります。</p>
21番	<p>(野崎委員)</p>

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請No.13の譲渡人の説明をいたします。

譲渡人は土木建設の会社を経営しております。3月11日18時30分譲渡人の会社の事務所において調査をしました。譲受人は義理の妹だそうです。譲受人に譲渡したのは間違いのないという事でした。また、須野字中田原の農地も確認いたしました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

事務局

(用稲次長)

議案第16号No.14の譲受人について報告いたします。

譲受人は現在瀬戸内町に住まわれているため、3月16日17時30分電話にて申請の内容について確認をいたしました。譲受人は現在瀬戸内町の方で教員をされています。今年の3月には定年退職を迎えられるという事で、定年後は夫婦でサツマイモやサトウキビを栽培されるという事です。今年の1月の定例会にも住宅建設のため5条申請も上がっており、許可もされております。4月には引っ越しされるそうです。申請内容に基づきまして土地の所在や申請目的の確認をいたしましたところ、申請内容に間違いのないのでよろしくお願ひしますとの事でした。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

5番

(山田委員)

農地法第3条申請No.14の譲渡人と土地について、3月11日8時に譲渡人宅を訪問して調査をしましたので報告いたします。本案件は1月20日の定例総会の5条申請No.4で審議したすぐ上の土地で、売買の話はその時で決めてあったそうで代金ももらってあるという事でした。譲渡人は病気で農業が出来なくなったので手放す事にしたという事です。土地は16・17・18ページで説明がありますが863番8が1月総会で審議された土地で、既に1ヶ月一寸で家が完成し、もう検査を待つだけだそうです。丁度この調査をした時譲渡人がまだいなかったもので土地をぐるっと回ったら工事関係者が一人おりそういう説明をされました。863番7の土地です。以前はバナナ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツが植えてありましたが、現在は耕耘機ですぐ耕作出来るよう整地してありました。

なお、農地法第3条「第2項第1項、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりですので委員のご審議方よろしくお願ひいたします。

以上です。

2 番

(山下委員)

農地法第3条の規定によるNo.15の許可申請について報告いたします。

3月11日午後7時に受人に直接お会いして、お話しを聞くことが出来ました。渡人は受人の兄嫁との事で、所有権移転の贈与で間違いのないとの事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。自作地2,350平方メートルは朝仁の上原林道にあり、タンカン、マンゴー、大根を栽培されているという事でした。ユンボと耕耘機を所有し、農作業は奥さんと二人でほぼ毎日されているとの事です。申請地ではサトウキビを栽培されるとの事でしたので、周辺の農地にも支障はないと思われます。申請書とお間違いのないとの事でした。以上調査報告を終わります。

16番

(肥後委員)

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請No.15の土地について調査しましたので報告いたします。

3月14日(月)午後1時より2時過ぎまで今回申請の2筆を調査いたしました。24ページの方をご覧頂ければ分かりますが下の方が太陽が丘運動公園で上が海になります。大字万屋字初田の土地は土地改良区内の土地で、現在譲受人の従兄弟がサトウキビを作っていますが、現在は植え替えのためかサトウキビはありませんでしたが何時でも作付け出来るようにはなっております。もう一方の字ワセバサマは集落に近い所ですが土地改良区内の土地で、今年サトウキビを刈り取った後で、この土地についても先程と同じ様に譲受人の従兄弟が耕作をしております。3月17日午後7時30分頃念のため現耕作者にこの2筆が所有権移転申請が出ていますが知っておられるかを電話でお尋ねしましたら、知っています、結構ですとの返事でしたので土地の調査においては問題はないものと思われます。

なお、農地法第3条「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりですので報告いたします。ご審議方よろしくお願いたします。以上です。

事務局

(用稲次長)

議案第16号No.15の譲渡人についてご報告いたします。

譲渡人は現在日置市伊集院町に住まわれているため、3月16日17時に電話にて申請の内容について確認を行いました。受人から渡人へ贈与となっておりますが、渡人は受人のご主人の弟さんに当たるようです。今は受人のご主人も亡くなられて子供達も今後島には帰らないそうで贈与に至ったという事です。申請の内容つきましては間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。ご審議の程よろしくお願ひします。以上です。

13番

(喜野委員)

議案第16号No.16農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

渡人です。弟姉間の贈与に関する案件です。3月16日午前10時20分に申請地において渡人と面談いたしました。親が生前に長男である渡人へ贈与していた農地で、今回弟から姉への贈与による所有権の移転です。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

受人についてです。3月16日午後5時45分に受人の自宅において面談いたしました。弟姉間の贈与であり申請書のとおり今後夫婦で耕作を行うとの事でした。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。

続きまして申請地の確認です。今回該当地は2筆で現況ですが、1筆は以前養鶏場をしていた場所で、現在は一部を鶏舎とヤギ小屋として使用しております。もう1筆はタンカン、バナナ及び野菜が栽培されております。当分は渡人も手伝いながら運営を行うとの事でした。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。以上です。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番

(昇委員)

3ページの所有地が1,699平方メートルですが、下限面積に足りないのではないですか。

議長

(前山会長)

1,699平方メートルが自作地でそれに購入する601平方メートルを足すと2,000平方メートルを超えますので、下限面積は充たす事になり

	<p>ます。下限面積は2, 000平方メートルです。</p> <p>No.14は売買の案件で一応受人が公務員となっておりますが、先程ありましたように今月31日で定年退職になりますので、4月以降に許可を出せば公務員法にも何ら問題なかろうかと思っておりますので、その意味で質疑をさせていただきます。</p>
4番	<p>(昇委員)</p> <p>11ページの所有地以外の土地に4,336平方メートルとあるのは利用権設定ですか。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>そうですね、今言いました利用権設定の78ページのNo.18の土地です。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>この流動化は4月1日からですけれども今は無い形になりますがそれはどうなりますか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>これはヤミ小作の部分を自分で書いてきていますので消して下さい。実際は使ってはいますが、農業委員会へ届けていませんのでその部分は消してもらえますか。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>実際はキビを作っているという事ですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>はいそうです。</p>
4番	<p>(昇委員)</p> <p>14ページの柵の中に「地域の推理調整に参加し、取り決めに遵守します」とあるのはどういう理由ですか。灌漑排水が出来ているのですかね。</p>
5番	<p>(山田委員)</p> <p>これは三鳥辺りで町の水道とは別に各家庭に引いているのです。掃除をする時とかにだけ使うようにと各家庭に引いています。</p>

4 番	(昇委員) 生活用水を利用するという事ですね。
5 番	(山田委員) 生活用水は町のものがありますが、以前からあるものです。
1 1 番	(松崎委員) 三鳥辺りだけで造った旧水道です。
議 長	(前山会長) これは今の市の上水道ではなく、この集落で以前から使われていた水道という事ですね。
4 番	(昇委員) 飲める水ですか。
5 番	(山田委員) 飲んでいるかは分かりません。
議 長	(前山会長) 外にございませんか。
3 番	(吉委員) No. 1 5 について一寸調査した方に聞きたいのですが、細長いのですがこの横の幅はどれくらいでしょうか。
1 6 番	(肥後委員) 隣の畑と一つになっていまして線は引いてありません。一緒に耕作されています。
3 番	(吉委員) 隣も一緒に使うという事ですか。
1 6 番	(肥後委員) 耕作者が一緒になって使っています。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>譲受人は私の地域のすぐ隣の地域の方ですので農地調査の際には図面上でよく見かける名前なのですが、所有地が2, 350平方メートルとこの近辺に所有地が他にあるという事ですかね。</p>
1 6 番	<p>(肥後委員)</p> <p>議案に上がった土地は調査しましたが、他に所有している土地がどこにあるかは調べておりません。</p>
1 3 番	<p>(喜野委員)</p> <p>No.15の受人の話が出ましたので私がよく知っている方で、朝仁の少年自然の家の近くに約2反歩程現在畑を本人耕作しております。その分と足しての数字ではないでしょうか。</p>
1 6 番	<p>(肥後委員)</p> <p>付け加えて先程事務局からも話がありましたが、受人の兄さんの土地だったのです。兄さんが亡くなりまして渡人は奥さんになります。自分は耕作出来ないからという事での話しだそうです。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>よろしいでしょうか、外にございませんか。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>No.16の受人が無職になっていますが、これで良いのでしょうか。30ページの方には記入されておらず夫が農業というふうに書いてあるのですが、受人が無職でというのは良いものかと思いついての質問です。</p>
1 3 番	<p>(喜野委員)</p> <p>一緒に農業をしているという話しでしたけれども、補足説明をいたします。お姉さんに当たる方は65歳の時に看護師を定年いたしまして、その後73歳の夫と二人で農地ではなく原野なのですが畑を耕作しているようです。桑の木の栽培をいたしましてアーダン化粧品の方にも出したりしている</p>

という事です。主に耕作に従事する者という事でご主人が中心になるという事でご主人の名前を入れているという事です。その下に表がありますが、1月から12月まで記入がされておられませんけれども、これは勘違いで1年を通して果樹と野菜をやりますので線引きが抜けておりましたという事でした。

議長

(前山会長)

今まで農地を持っていなかったなので農業と書かなかったと思いますけれども、原野を開墾して野菜等を作っているみたいですよ。

3番

(吉委員)

分かりました。

議長

(前山会長)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第16号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.8 につきましては、親子・祖父孫間による使用貸借権設定の案件で一般住宅2棟を建設するための申請でございます。申請地は和光町のみやこ鮎の隣の都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断いたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
13番	<p>(喜野委員)</p> <p>議案第17号No.8農地法第5条の規定による許可申請について調査報告をいたします。</p> <p>この案件は親子及び祖父孫間の使用貸借に関する案件です。3月16日午後6時に貸人の自宅で借人(子)同席で面談いたしました。貸人は高齢で今後申請地において耕作の予定はなく、子供及び孫の住宅建設のため申請地を貸し出すとの事です。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。</p> <p>3月16日午後6時に貸人の自宅で借人(子)と面談いたしました。現在借人は会社員で県営住宅に入居中です。今回父の農地に借人とその子供がそれぞれ住宅を建設する予定です。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。</p> <p>3月17日午後4時20分に名瀬新港において借人(孫)と面談いたしました。現在借人は会社員で県営住宅に入居中です。今回祖父の農地に住宅を建設予定です。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。以上です。</p>
8番	<p>(行委員)</p> <p>議案第17号議案番号No.8農地法第5条の規定による許可申請について、土地についての事前調査報告をいたします。3月11日午後3時に現地を視察いたしました。40ページの案内図のとおり前面は道路で三方は住宅に囲まれた場所でした。草が多少生え道路面は車が進入出来ないようにロープが張られていました。都市計画区域内なので何ら問題はないように思われま</p>

す。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第17号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議に諮問することに決定いたしました。

日程第9

議案第22号奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読と説明)

No.1は倉庫建設のための除外申請で、所在地が笠利町万屋字城942番1で67平方メートルです。

No.2は在庫車両及び修理車両保管のための申請で、所在地が名瀬小宿字亀佐2723番外1筆で942平方メートルです。

詳しくは農林振興課の方から説明があると思いますのでよろしくお願いいたします。

以上2件でございます。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それではこの件につきまして農林振興課の方から説明をお願いします。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>今回除外申請の意見聴衆が2件ございまして、1件目が申請人栄和正氏、申請地が万屋字城942番1の67平方メートルで用途は倉庫を建築したいためという事でございます。住宅敷地内に組み込まれた三角地が農振として当初計画の時に残っていた様でして、事業がこの道路向かいまでは入っているのですが、農家住宅の敷地内に組み込まれている所で、倉庫建築の時に確認したところ農振である事が発覚した所というふうに聞いておりますので、こちらの方は問題なく対応出来るのではないかと担当としては考えております。ご審議の方をよろしく申し上げます。</p> <p>もう1点、申請人大津幸夫氏、申請地が小宿字亀佐、こちらの方は若干問題だと思っておりますのが、こちらの2筆とも昭和41、2年頃に完了した土地改良事業並びに周辺の農道の受益地となっておりますので、その辺り一寸懸念があるのではないかと思います。当課としましてもこの除外案件について申出を受理するかどうか悩みまして協議を重ねましたが、先例として同じ事業該当地区の川向かいにマンション建設での除外を受け付けている先例があったものですから、受理はしないといけないであろうという結論に達しまして、関係機関の皆さんのご意見を頂きながらこの案件については進めていきたいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
16番	<p>(肥後委員)</p> <p>議案第22号奄美農業振興整備計画変更申請No.1について調査をしましたので報告をいたします。</p> <p>3月15日(火)7時30分に申請人宅へ伺い調査をいたしました。この土地は土地改良区に編入された土地の残地で、現在は他人の屋敷の出入口になっております。87ページを見られると分かりますが、写真があります。一番下の写真で真ん中に道路があり道路より左側が土地改良区に編入されています。その右側が住宅地です。現況から見まして畑として利用する価値が低く、倉庫を建てて利用したいので整備計画の変更をお願いとの事でした。</p>

た。申請に間違いはありませんのでよろしくお願ひしますという事です。ご審議の程よろしくお願ひします。以上です。

1 3 番

(喜野委員)

議案第 2 2 号No. 2 奄美農業振興地域整備計画変更 (除外) について申請地確認について報告いたします。

3 月 1 5 日午後 3 時 3 0 分に会長、局長、次長、屋島委員、私の 5 名で現地を確認いたしました。農業振興地域除外要件に該当しないと考えられます。委員の皆様のお願ひいたします。以上です。

1 2 番

(屋島委員)

いま喜野委員から話がありましたとおり私も現場の立ち会いをしました。それでこの案件については喜野委員と同じ意見であります。隣には果樹も植えてあり、申請地は保育園の農地として使用されております。また、これを認めたら次々とは除外申請が出て来る可能性があると思いますので、この申請は適当でないと私は思っております。以上です。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

3 番

(吉委員)

No. 1 の三角地は実際に地も字図も三角なのですか。

1 6 番

(肥後委員)

登記簿にはその様になっているのです。現在はどちらが境界か判りませんので許可が出たら隣接している人達との話し合いで決めるだろうと思います。登記簿の面積がその様に出ていますので形も古い図面なのです。図面でそういうふうになっているので確かな事は許可が下りた後に隣近所との話し合いになると思います。面積は登記簿に載っていますので間違いはないだろうと思いますが、境界は後で隣近所との話し合いになると思います。整備地区外です。整備地区に編入された部分の切れっ端です。

議 長

(前山委員)

申請地は別に線が引かれている訳ではないという事です。ね。

16番	<p>(肥後委員)</p> <p>字図にそういった形で載っているのもですから、一応こうして出されたと思います。実際やった時には隣近所との話し合いになると思います。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。よろしいですか。名瀬小宿の件については先程の調査報告の中では適当ではないと思われるという事で報告がございましたが、これは丁度小宿中学校のグラウンドの外れの方にあります。そこから農地がずっと広がっている所です。ご質疑ございませんか。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>私の見た感じではこの川沿いの一角が崩れるとそのまま崩れると思われるので、認めるべきではないのではないのかなと思います。</p>
20番	<p>(榮委員)</p> <p>先程農林振興課の担当の方がマンション計画があるとか言っていました、これは近くに計画があるという事ですか。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>実はですね、平成20年か21年だと聞いているのですが、福里川が隣に流れていますが、その川向かいに実はマンションがもう既に建っています。これは農振除外がその平成20年に通っているという事で聞いておりました、この先例があるので受理をせざるを得なかったという事で、課内では話し合いをしました。ここはかつて農業振興地域であったというふうに聞いておりますし、平成20年か21年に除外申請が通ってしまっているという事実を聞きましたので、受理をいたしました。</p>
15番	<p>(松元委員)</p> <p>それは図面でいくとどこになりますか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>99ページの川の角っこの方になります。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>99ページに案内絵図を載せてあります。</p>

議 長	<p>(前山議長)</p> <p>この黒い太線の内側が農振地域で、外側が除外されているという所です。</p>
農林振 興課	<p>(勇主査)</p> <p>この三角の2筆まで農振地域であったものを除外した事実がありますので、処理自体は受理せざるを得ないだろうという判断です。</p>
2 1 番	<p>(野崎清志)</p> <p>調査委員が適当でないという判断ですから事務局並びに農業委員で確認し直した方が良いのではないですか。</p>
議 長	<p>(前山議長)</p> <p>協議会に移して検討したいと思います。</p> <p>協議会に移します。</p> <p>正会に返します。</p> <p>No. 1の方は適当という事でよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
	<p>No. 1の方は適当と認めるという事で、No. 2の案件につきましては調査未了という事で来月まで保留という事でよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
1 6 番	<p>(肥後委員)</p> <p>担当の委員さんも事務局も見て来られて、先程委員から話がありましたが、農振除外の要件の項目に当てはまるものがないと、自分の感情を入れて言っているのではなくて、項目にないという事でありますので、私は調査報告で十分じゃないかと思えますけれどもね。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>ただいまの意見は調査委員の報告のとおりでよいのではないかという意見です。</p>

4 番	<p>(昇委員)</p> <p>ただいまの意見は非常に根拠のある話しではあるのですが、ただこの委員会では地域で重要な場所であるという認識をしたという事で、調査委員の少数メンバーがいけないと言ったので右ならえとしたという事ではなく、全体が見たのですよという決定の重みを増すためにも見た方が良くと思います。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>では、この案件は保留という事で全員で再調査をするという事でよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 No. 2 はその様に決定いたします。</p> <p>日程第 1 0</p> <p>議案第 2 3 号奄美農業振興整備計画変更申請（重要な変更：編入）に伴う意見書について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>No. 1 につきましては、申請の理由が営農用ビニールハウス建設のためで、所在地が名瀬大字小宿上大津 2 7 6 番 2、2、4 8 5 平方メートルとなっております。場所がビッグエコーの道路向かいの一段下がった場所になります。1 1 3 ページの写真位置図をご覧ください。以上 1 件でございます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>農振の編入に伴う案件です。担当の方から説明をお願いします。</p>
農林振 興課	<p>(勇主査)</p> <p>こちら重要な変更で編入でございます。今事務局から説明頂きました場所でございますけれども、農業振興地域の辺地に L 字型で接している 1 筆でございますので、編入についてご検討願えればと思っております。申請人は登</p>

記上の所有者の息子さんでして、この方と日置俊郎さんから相続した秀子さんから譲渡を受けるという段取りをもう既に進めているそうですので、申請人の持分になるという前提で申請を受理しております。それから、これは編入をしなければいけない大きな理由が、申請人は奄振事業であります奄美農業創出緊急支援事業の活用で営農用ビニールハウスの建築を考えておられますので、こちらは農業振興地域内でないとこの活用と建築が出来ないという事でありますので、非常に小宿地域の農業の活性化にも貢献出来るものと考えておりますので、是非ご検討をお願いいたします。

議 長

(前山会長)

それでは、担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1 2 番

(屋島委員)

議案第 2 3 号No. 1 の奄美農業振興整備計画変更（編入）申請についてご報告いたします。

3月12日午後4時に申請人の土地で聞き取り調査をしました。申請人は小湊地区で奄美市のハウスを借りて5年間パッションフルーツを作っていましたが、ハウスを返納しなければならないという事で、小宿の自己所有地に奄美農業創出緊急支援事業を活用してハウス3棟を建設したいという事でした。支援事業を活用するには土地を農用地区域に編入しなければ事業が導入出来ないという事で申請したという事です。土地は排水路も整備されており何時でも農業出来る状態にあり、本人もやる気十分であるので農用地区域に編入しても良いのではないかと思います。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

1 3 番

(喜野委員)

議案第 2 3 号No. 1 奄美農業振興整備計画の変更（編入）について申請地確認について報告いたします。

3月12日午後1時40分に申請人から現地で概要の説明を受けました。申請地は父の所有で現在草刈等定期的に実施されており、何時でも耕作が可能な状態です。また、南側の県道沿いにあった松の木は害虫駆除のため伐採されており、以前より日照環境も良く生産性の高い農地であると判断されます。申請人は現在小湊地区においてビニールハウスでパッションを栽培中です。申請地においてもビニールハウスでパッション栽培を計画しております。今回奄美農業創出緊急支援事業を活用するため農振地域への編入を希望

	<p>するものです。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。今回は除外ではなく編入の案件です。質疑ございませんか。</p>
20番	<p>(榮委員)</p> <p>担当課の方にお聞きしたいのですが、奄美農業創出緊急支援事業とありますが、これは何割程の支援がなされるのですか。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>割合的には確認はしておりませんでした。補助率が非常に高い事業だったと思います。殆ど本人負担が1・2割で済むような事業だったと記憶しております。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>申請人は幾つ位の人ですか。</p>
13番	<p>(喜野委員)</p> <p>約45歳位の方です。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>パッションを作るという事ですね。</p>
13番	<p>(喜野委員)</p> <p>先程も報告いたしました。現在も小湊の方でやっているそうです。今回親の農地がありますので、そこでビニールハウスを建設するという事です。以前は113ページの写真の中の申請地の下の方に大和村方面という事で県道が走っておりますが、申請地と県道の間には木がいっぱいあるのですが、この松の木が殆ど害虫駆除で伐採されていますので、以前に比べて日当たりがものすごく良くなっています。そこに本人も目を付けており場所を選んだ理由の中に入っているようでした。</p>
15番	<p>(松元委員)</p> <p>水はあるのですか。</p>

13番	<p>(喜野委員)</p> <p>水は出放題と言いますか、この左側が砂防ダムがある所です。普段から水気の強い所で、この申請地の枠の部分を本人がユンボで取りまして水を他所に逃がしましたところ、使えるという判断をされたという事でした。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>よろしいですか。外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第23号奄美農業振興整備計画変更申請（重要な変更：編入）に伴う意見書については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号奄美農業振興整備計画変更申請（重要な変更：編入）に伴う意見書については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。 議事を再開いたします。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第18号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>No.6につきましては、昭和30年頃から休耕放棄しており、農地として利用できないための申請でございます。申請地は空港手前の県道沿いの場所になります。</p>

No.7につきましては、昭和60年頃から住宅を建築して利用しており、農地として利用できないための申請でございます。申請地は用安集落の中の空港寄りの場所になります。

No.8につきましては、昭和58年頃から公衆用道路として利用しており、農地として利用できないための申請でございます。申請地は名瀬仲勝集落の向里住宅の川向かいで先月証明願いの出た手前の場所になります。

以上3件でございます。

申請地につきましては担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する調査担当委員による調査意見の報告を求めます。

17番

(泉委員)

議案第18号非農地の認定についてのNo.6について調査報告をいたします。

3月13日午後6時頃に現地を見てきました。現地は49ページを見れば分かりますが、奥の木の生い茂った部分ではなくその手前の低い草の生えている畑です。左側のサトウキビ畑からも見たのですが、私としては草刈り機で刈れば十分畑としてまだ利用出来るというふうに見えました。昔牧草として植えていた草ですがこれが畑全体に広がりまして隣のキビ畑自体に害が及ぶ危険がありますので、今でも多分その畑の人はその草のおかげで大分苦労していると思うのです。ですので、これを非農地にした場合には尚更その草がキビ畑の方に繁茂して迷惑するのではないかと思ひまして、非農地にはしない方がよいのではないかと調査結果を報告いたします。以上です。

事務局

(用稲次長)

議案第18号No.6の非農地証明願いの申請人について報告いたします。

申請人は現在鹿児島市の伊敷台の方にお住まいなので、3月16日17時15分に本人に電話にて申請の内容を確認いたしました。申請人本人は現在89歳であります。30年前まで父が耕作をしていたという事で父が亡くなってからは全く利用していないという事です。現地としては農地として利用出来ないので非農地として認めて頂きたいという事で、申請の内容には間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。ご審議よろしくお願ひします。以上です。

6 番

(榮委員)

No.7について榮委員より調査内容を預かっておりますので代読させていただきます。

3月12日午前8時30分頃申請人の子供宅(瀬留)にて聞き取り調査をいたしました。申請地に現在家が建っているのですが、この土地の登記を回そうとして農地である事が分かって申請に及んだという事です。審議の方よろしく申し上げます。以上です。

No.8申請人について榮委員より調査内容を預かっておりますので代読させていただきます。

3月12日午前7時30分頃申請人宅で聞き取り調査をいたしました。土地につきましては舗装がされて道路になっている状況ですという事で、申請書のとおり間違いのないとの事です。以上です。

13番

(喜野委員)

議案第18号No.8非農地の認定の現地確認について報告をいたします。

3月15日午後2時30分に会長、局長、次長、私の4名で現地を確認いたしました。現況ですが59ページに写真がありますが、アスファルト舗装で両脇にはU字型側溝も設置されており、現在生活道路として使用されております。非農地証明願書に記載があるとおろし昭和58年頃から使用していたとの事です。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

No.6の申請書の方には畑として利用出来る状況ではないと書かれておりますけれども、先程の報告の中では草刈をすれば直ぐ畑に使えるのではないかという報告もございましたが、皆さんの方からご意見ございませんか。

11番

(松崎委員)

私も名瀬帰りにこれを見たのですが、今担当調査委員がお話ししたように草を刈れば直ぐ農地として利用出来ると思いますという発言がございましたが、私もやる気がある人であれば簡単に農地に作り替える事が出来るだろうと思います。これをあくまでも非農地にするというのであればまた考えなくてはならないと思いますが、空港線の一番大事な所ですし何にでも利用出来る所ですので、これも一寸考える必要があるのではないかと私は思います。

	<p>パワーショベルを入れたら簡単に畑に出来ます。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>証明願出人の下の方の60年間畑として使用していないという記述がありますが、事務局の調査報告では30年前までは父親が耕作をしていたと、そこら辺の話の行き違いもあるようですが、調査委員の報告もまた現地を見たという松崎委員の発言からも判断して、遊休農地を再生するという観点から農業委員会が誰か耕作力のある人に打診する事を条件にして、申請者に連絡を取ったらいかがでしょうかと思います。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外にございませんか。</p>
1 5 番	<p>(松元委員)</p> <p>低くもなく、高くもなく、木もなく、これを非農地にしたら大変な事です。これ以外もので利用するというのであれば、それ以外の方法でやった方が良いと思います。</p>
1 0 番	<p>(南委員)</p> <p>一応相手を探して本人に流動化を勧めたらどうですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>申請人がここにおらず鹿児島市在住で農業をする気がないという事でこういった願いが出たのではないかと思いますけれども、非農地にすると勿体ないと言いますか他に幾らでも利用出来る可能性のある土地であるという感じがします。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>本人は年でもあり今後島には帰らないという事で、誰か買う人がいたら譲渡したいという意向はあるそうです。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>売るにしても農地のままでは簡単に売れないから非農地にしたいというものもあるかも知れません。非農地にして雑種地にすれば売れる訳ですから、そう言った思惑もあったのでしょうね。地形的には雑種地にして何でも使える</p>

ような所でもあると、農地でも使えるし雑種地にして何か工場を造る事が出来るような立地条件はそういう意味では良い所だという事ですね。

3 番 (吉委員)

今も出ていますけれども私も現場はしょっちゅう通りますので見ていますけれども、こういう所を非農地にしたら全部非農地になると思います。最近非農地が本当に多いと思うのです。永く知らない振りをして後非農地にすれば良いという考えが多いのではないかと思うのです。少し非農地については慎重にした方が良いのではないかと思います。

1 1 番 (松崎委員)

私もそう思います。

議 長 (前山会長)

確かに完全に周りが原野化している中にぽつんとある所であれば非農地にしても良いのですが。

3 番 (吉委員)

山の中であればそうでしょうけれども農地の真ん中はどうでしょうか。

1 0 番 (南委員)

本人が売るという事であれば、非農地にする前に農業委員会が間に入って相手を探したら良いのではないのでしょうか。

3 番 (吉委員)

非農地の目的がはっきりしておらず、実際非農地にして売ろうという事だと思うのです。

議 長 (前山会長)

確かに報告のとおり高齢であるという事で、もう自分では手を付けきれないので早く処分したいという気持ちもあってそういう申請に至ったのだろうとは思いますが、どうでしょうか、これは非農地としては認めないでそのまま農地として、農業委員会の方でも農地が欲しい人がいたら探して、所有権移転なり貸し付けるなりするという事で、それまで保留してもらえませんかという事で、非農地としては認めないという事でよろしいでしょうか。

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>この案件はその様に処理したいと思います。No.7についてはいかがでしょうか。これはもう家が建っている所という事です。質疑ございませんか。よろしいですか。これは認める以外ないですね。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>No.8については、先月も出てきた直ぐ近くで、これも道路として使用されてアスファルト舗装もされている所です。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは本人が非農地にしたら、市へとかいう話しは来ているのですよね。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>いいえ、市は取りません。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは非農地にしてどうするのでしょうか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これは完全にアスファルト舗装されていますので農地には復元出来ません。奥の方が普段生活道路に使っている所ですので、これがつぶれると奥の家方が出入りが出来なくなります。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは非農地にして、奥の方の便宜を図るための申請ですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それもあるでしょうし、そのために道路としてやってしまったのですが、その時に申請を上げていなかったのが今になったものです。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>側溝もあり舗装までされているのに農地でしたというのが自体問題で、その後は問題にならないのでしょうか。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>申請者はその部分だけを農地として持っていたのではなくて、そこら一帯を持っていてそれを分筆して奥の人のために道路を通したのだと思うのですが、その時点で本当は申請を上げれば良かったのです。ですので、両脇も全部U字側溝が入っているし真ん中は道路で完全にアスファルト舗装されていますので、恐らく市に寄附採納して市がやったのかと思ったのですが、そうでもないという事です。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは個人が非農地にして土地を売るとかそういう事ですかね。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>売ったら奥の人は行き来出来なくなりますので、これは売れないですよ。今の報告の中では真意は分かりませんね。</p>
1 6 番	<p>(肥後委員)</p> <p>この写真を見る限り道路の状態になっていますし、地主が申請人であったとしてもそれは消えませんので、後の処理はこれを畑として使うのかどうかの問題ですので、恐らく使えないのではないですか。そうであれば農業委員会としては認めざるを得ないのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>普通三面張りの側溝まで出来てアスファルトまでしてあるという事は、市が事業で何かやっており、市に寄附採納されているものと思っていましたがそういう話しではないという事です。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは個人で舗装したという事でしょうかね。</p>
1 3 番	<p>(喜野委員)</p> <p>市がやっていないとなれば、結局そういう事でしょうね。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>前回の所は奥の方が登記を回されます。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>前回非農地が出たすぐ近くなのです。恐らくその一帯を農地として買い取って持っていたものを分譲してやったのではないかと思います。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>非農地は非農地で良いのですが、後の心配をしているのです。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>後の詮索はしない方が良くと思います。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第18号非農地の認定のNo.7とNo.8については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第18号非農地の認定のNo.7とNo.8については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。なお、No.6については先程協議されましたように非農地としては認めないという事で、農業委員会の方でも農地として借りたい人がいたら探すと、或いは他に利用する人がいればそれなりに対応し、暫くこのまま非農地とはしないでおいておくという事でよろしいですね。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本案は以上で終わります。</p>

事務局	<p>日程第 6</p> <p>議案第 19 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>（川内局長） （事務局の朗読及び説明）</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>（前山会長）</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p> <p>議案第 19 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 19 号名瀬地域農用地利用集積（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
事務局	<p>日程第 7</p> <p>議案第 20 号住用地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>（原住用分室主幹） （事務局の朗読及び説明）</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を</p>

満たしていることを報告いたします。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番

(與島委員)

市田さんは再設定にここではなっていますが、これは新規ではないですか。

事務局

(原住用分室主幹)

新規ではなく以前林さんが借りている形になっておりました。

議 長

(前山会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

よって、議案第 20 号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 8

議案第 21 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが本件には南委員と昇委員に関する案件が含まれておりますので、南委員と昇委員の退席を求めます。

(南委員、昇委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第21号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第21号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>南委員、昇委員の着席を求めます。 (南委員、昇委員着席)</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>先程の非農地証明願いの仲勝の件につきましては、本人がその上に書いてあります池崎さんに道路部分の土地は売られたそうです。確認が取れましたので報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>先程の非農地証明願いの奥にある家が池崎さんの家で、通り道に使っている道路です。その農地はもう池崎さんに売ったそうです。池崎さんはその道を通らないと自分の家に行けませんので自分のものにしても良い訳です。</p>

日程第 1 1

議案第 2 4 号下限面積（別段面積）の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（川内局長）

（事務局の朗読と説明）

下限面積（別段面積）につきましては、昨年、全地区 2 0 アールに統一してありますが、毎年、この別段面積は総会に諮り決定しなければなりませんので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

（前山会長）

これから本案に対する質疑に入ります。

別段面積につきましては、昨年、全地区 2 0 アールに統一してあります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 4 号下限面積（別段面積）認定については、これを認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご意義なしと認めます。

よって、議案第 2 4 号下限面積（別段面積）の認定については、審議の結果奄美市全地区を 2 0 アールに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

協議会に移します

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします
お疲れ様でした。

平成28年 3月18日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進